

情報 ひがし労

JR東労働組合 中央本部

発行人 松下 明

編集者 情宣部

三度目の『緊急事態宣言』

後手の対応が感染拡大につながっている！

4月25日より三度目の「緊急事態宣言」が東京都、大阪府、京都府、兵庫県に発令されました。期間は5月11日までとしています。変異株を含めた感染拡大は連日深刻で、24日に報告された感染者数は5,606人となりました。変異株の感染者は宣言中だった3月中旬、全国で数百人規模ですが確認されていました。政府の新型コロナ対策分科会の尾身茂会長は「早晩、変異株が主流になる」と警鐘を鳴らしていました。政府が経済への影響を懸念し、専門家の意見を軽視して後手に回った印象は否めません。

「緊急事態宣言」と「まん延防止等重点措置」が

とられている自治体

(4月25日現在)

緊急事態宣言

4月25日～5月11日

まん延防止等重点措置

5月11日まで



なぜ、5月11日まで？

また、今回の17日間の期間設定からは、経済やオリンピック開催に配慮したいという政府の思惑もにじみ出ています。今回の緊急事態宣言の発令は、1カ月間と定めた過去2回の半分程度です。官邸内には「宣言の効果を見定めるには短い」との異論もでています。政府高官は「5月11日で終わる」と解除ありきの姿勢を隠しません。5月中旬には、国際オリンピック委員会（IOC）のバッハ会長の訪日が予定されています。23日の衆議院厚生労働委員会で立憲民主党の山井和則氏は「会長が来る前に終わらせたいと考えている、との指摘がある」と追及したが、首相は直接答えず「短期集中の措置を講じる」と強調しました。

新型コロナウイルスが社会を覆い尽くして一年以上がたちます。長引く自粛生活により、感染への危機感が薄れる「コロナ慣れ」という新たな課題にも直面しています。感染症対策の目標は、医療逼迫をより短期間に抑えて重症者や死亡者を少なくすることです。政府は、これまで感染が拡大した後に対策を打ち出して「後手」と批判されてきたますが、もはや「後手」では許されません。

**新型コロナウイルス・変異株を「正しく恐れ、決して侮らず」
「命と生活と自由」を守るため、新型コロナウイルス4つの重点課題を広めよう！**